○国土交通省告示第千八十二号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成二十六年十一月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平26第9002号	混雑空港運航許可	日本航空株式会社	申請混雑空港成田国際空港
平26第9003号	混雑空港運航許可	日本航空株式会社	申請混雑空港関西国際空港
平26第9004号	混雑空港運航許可	日本航空株式会社	申請混雑空港東京国際空港
平26第9005号	混雑空港運航許可	日本航空株式会社	申請混雑空港大阪国際空港
平26第9006号	混雑空港運航許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港成田国際空港
平26第9007号	混雑空港運航許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港関西国際空港
平26第9008号	混雑空港運航許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港東京国際空港
平26第9009号	混雑空港運航許可	全日本空輸株式会社	申請混雑空港大阪国際空港
平26第9010号	混雑空港運航許可	ＡＮＡウイングス株式会社	申請混雑空港成田国際空港
平26第9011号	混雑空港運航許可	ＡＮＡウイングス株式会社	申請混雑空港関西国際空港
平26第9012号	混雑空港運航許可	ＡＮＡウイングス株式会社	申請混雑空港東京国際空港
平26第9013号	混雑空港運航許可	ＡＮＡウイングス株式会社	申請混雑空港大阪国際空港
平26第9014号	混雑空港運航許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港成田国際空港
平26第9015号	混雑空港運航許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港関西国際空港
平26第9016号	混雑空港運航許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港東京国際空港
平26第9017号	混雑空港運航許可	株式会社ジェイエア	申請混雑空港大阪国際空港
平26第9018号	混雑空港運航許可	日本トランスオーシャン航空株式会社	申請混雑空港関西国際空港
平26第9019号	混雑空港運航許可	日本トランスオーシャン航空株式会社	申請混雑空港東京国際空港
平26第9020号	混雑空港運航許可	スカイマーク株式会社	申請混雑空港東京国際空港
平26第9021号	混雑空港運航許可	株式会社ＡＩＲＤＯ	申請混雑空港東京国際空港
平26第9022号	混雑空港運航許可	スカイネットアジア航空株式会社	申請混雑空港東京国際空港
平26第9023号	混雑空港運航許可	株式会社スターフライヤー	申請混雑空港関西国際空港
平26第9024号	混雑空港運航許可	株式会社スターフライヤー	申請混雑空港東京国際空港
平26第9025号	混雑空港運航許可	Peach・Aviation株式会社	申請混雑空港成田国際空港
平26第9026号	混雑空港運航許可	Peach・Aviation株式会社	申請混雑空港関西国際空港
平26第9027号	混雑空港運航許可	バニラ・エア株式会社	申請混雑空港成田国際空港
平26第9028号	混雑空港運航許可	ジェットスター・ジャパン株式会社	申請混雑空港成田国際空港
平26第9029号	混雑空港運航許可	ジェットスター・ジャパン株式会社	申請混雑空港関西国際空港
平26第9030号	混雑空港運航許可	春秋航空日本株式会社	申請混雑空港成田国際空港
平26第9031号	混雑空港運航許可	日本エアコミューター株式会社	申請混雑空港大阪国際空港
平26第9032号	混雑空港運航許可	アイベックスエアラインズ株式会社	申請混雑空港成田国際空港
平26第9033号	混雑空港運航許可	アイベックスエアラインズ株式会社	申請混雑空港大阪国際空港
平26第9034号	混雑空港運航許可	天草エアライン株式会社	申請混雑空港大阪国際空港

○国土交通省告示第千八十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十四第一項の規定により、次の登録経営状況分析機関の登録をしたので、同法第二十七条の三十二において準用する第二十六条の二十一第一号の規定により、公示する。

平成二十六年十一月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十六年十月二十七日
二　登録番号　２２
三　登録経営状況分析機関の氏名又は名称　株式会社建設業経営情報分析センター
四　住所　東京都立川市柴崎町二丁目１７番６号
五　法人である場合の代表者の氏名　榎田　隆氏
六　経営状況分析の業務を行う事務所の所在地　東京都立川市柴崎町二丁目１７番６号

○海上保安庁告示第百二十七号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯三六度二〇分東経一四一度、北緯三八度一二分東経一四一度二〇分、北緯三八度一二分東経一四一度四〇分、北緯四〇度二〇分東経一四二度三〇分、北緯四一度二〇分東経一四四度四四分、北緯三八度二〇分東経一四四度三〇分、北緯三六度二〇東経一四三度三〇分の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十六年十一月十三日から平成二十六年十一月二十八日まで
三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等
四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　一管区水路通報第四十三号（平成二十六年十一月七日発行）、二管区水路通報第四十二号（平成二十六年十月二十四日発行）